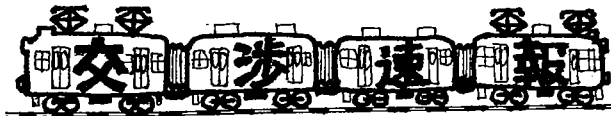


千葉局における 1980年4月期昇給交渉を実施！



△△△△△△△△△△

動労千葉は、四月二十八日、四月期昇給中央交渉において、不均衡是正・欠格条項を含め組合要求の前進を確認し、集約をはかった。この中央協定をうけて、千葉局における、四月期昇給交渉は、五月十六日、行われ、支部代表も出席する中で当局側の提案内容について、組合主張をつきつけ一定の集約を行うこととした。

姿も見せない「本部」交渉団！

ところで、昨年四月期昇給交渉においては、動労千葉の交渉を妨害し、破壊することのみを目的に登場した小屋原交渉団なる「本部」の交渉団は、今回は姿すら見せず、誰が千葉局の動力車職場に責任を持つ者であるのかということがより一層鮮明に突き出されている。「千葉にもっと三ー八を適用せよ」などと言い、その足で当局と酒をくみ交わす、これが昨年の「小屋原交渉団」の「交渉」の実態であり、動労千葉の組織的前進の前に、今回は顔も出せないということは当然の帰結である。われわれは、一切の差別条項を撤廃へ向けて、職場生産点での闘いに、現場協議・交渉体制の一層の充実・強化を闘いとしてゆこう。

● 提案内容

昭和五十五年度の昇給について

1. 昇給実施箇所

昭和五十五年四月一日現在の勤務箇所において実施する。

2. 昇給有資格者及び所要額

七、八四九人 二七、八九〇、五〇〇円

3. 中央協定第四項に使用する資金

(1) 勤務成績が特に優秀な者

前項所要額の二% 五五七、八〇〇円

(2) 他との均衡上特に考慮すべき者

前項所要額の一% 二七八、九〇〇円

4. 昇給欠格条項該当者数

項目	号	俸数	減	号	俸
私傷病欠勤	1	104	2	3	計
事故欠勤	1	3	2	9	
不参欠勤		5	3		
停職					
減給	1	1			
戒告					
訓告					
計	106	38			
延号俸	106	76			
	182	144			

(備考) 欠格条項が競合する場合は、項目の順序で整理。

80・5・22

NO. 434

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二三八九・公衆品五(22)七二〇七

● 事務手続き

現場通達 五月二十二日
調書引上げ 五月三十日
発令 六月末
精算払い 七月十五日

動労千葉

夏季手当要求を 申し入れる

5月16日

動労千葉は、五月十六日、動労千葉申第八号をもって「一九八〇年度夏季手当の支払いに関する申入れ」を行なった。

一九八〇年度夏季手当の

支払いに関する申入れ

今日、組合員とその家族の生活は、公共料金をはじめ諸物価の軒並みの値上りによってますます窮地に追いこまれ、一段と厳しい実態にみかたれている。

従って、このような状況下のもと、国鉄労働者として最低生活を維持するため、一九八〇年度夏季手当支払いについて左記の内容で申入れを行なうので、誠意をもって早急に解決されたい。

記

1. 職員及び準職員については、支払日現在の基準内賃金の二・五ヶ月分を支払うこと。
2. 支払いは現在減給、停職、休職の者について、減額されない額により支払うこと。
3. 臨時雇用員については支払日現在の賃金額六十五日分を支払うこと。
4. 右記支払い日は、一九八〇年六月十五日とする。

以上